

# 違反建築防止週間

令和7年 10 月 15 日(水)～21 日(火)

## “建築のルールを守って 住みよい安全なまちづくり”

令和7年10月15日(水)から10月21日(火)まで、  
違反建築防止週間を実施します。

この週間の一環として、令和7年10月17日(金)に東京都(多摩建築指導事務所を含む。)、23区及び11市が一体となって、違反建築取締りのための一斉公開建築パトロールを実施します。

日頃の監視活動を一層強化し、違反建築工事の早期発見と工事停止その他必要な指示、警告等の確な措置をとることによって違反建築をなくし、住みよいまちづくりを進めるために実施するものです。

都民の皆様も建築物を建築する場合は、建築基準法に基づき建築確認申請を行い確認済証の交付を受けるとともに、工事が完了した場合は、完了検査申請を行い検査済証の交付を受けて下さい(建築基準法第6条及び同法第6条の2並びに同法第7条及び同法第7条の2)。

なお、特定工程を含む建築物については、中間検査申請を行い中間検査合格証の交付を受けて下さい(建築基準法第7条の3及び同法第7条の4)。

詳しいことにつきましては、下記の建築指導主務課にお問い合わせ下さい。

令和7年10月

東京都都市整備局市街地建築部  
東京都多摩建築指導事務所  
23区  
11市

〔八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、  
調布市、町田市、日野市、立川市、  
国分寺市、西東京市、小平市〕